

平成29年度

## 人権啓発等連絡協議会運営補助金

評価表 NO.

14

所管部課名	障害・社会福祉課		担当者	古川				
事務事業名	隣保館管理運営費							
根拠法令	人権啓発等連絡協議会運営補助金交付要領							
補助経過年数	2 1年以上							
平成29年度 予算額	375 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	375 千円	千円				
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	研修会の回数			1 5 回		平成 3 4 年度		
成果指標②	教養文化活動の回数			3 回		平成 3 4 年度		
補助対象者	薩摩川内友愛連絡協議会、樋脇地域連絡協議会及び入来地域人権連絡協議会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の運営に要する経費（役員手当及び食糧費を除く。）</li> <li>・人権対策研修事業等に要する経費（食糧費を除く。）</li> <li>・地域交流事業に要する経費（食糧費を除く。）</li> </ul>							
補助対象事業・活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権対策研修等の実施による人権問題の早期解決に資する事業</li> <li>・地域交流事業実施による親睦及び人権意識の高揚に資する事業</li> </ul>							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	対象経費の合計額（1地区50世帯以上 25万円、1地区50世帯未満 12万5千円）							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3年 の事業 （団体） 等の 決算 状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	242,570	10.9%	197,200	11.8%	260,000	15.2%
		会費収入	242,570	10.9%	197,200	11.8%	260,000	15.2%
		事業収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		市補助金	1,650,000	74.0%	1,375,000	82.4%	1,375,000	80.5%
		雑収入	132	0.0%	95	0.0%	5	0.0%
		（前年度繰越金）	336,188	15.1%	96,974	5.8%	73,722	4.3%
	計	2,228,890	100.0%	1,669,269	100.0%	1,708,727	100.0%	
	支出	事業費	2,015,748	90.4%	1,538,660	92.2%	1,682,252	98.5%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	104,168	4.7%	44,887	2.7%	12,303	0.7%
		負担金	12,000	0.5%	12,000	0.7%	12,000	0.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	96,974	4.4%	73,722	4.4%	2,172	0.1%
	計	2,228,890	100.0%	1,669,269	100.0%	1,708,727	100.0%	
	支出計/前年度支出計					74.9%		102.4%
	自己資金/前年度自己資金					81.3%		131.8%
翌年度繰越金/市補助金	5.9%				5.4%		0.2%	
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	24回		21回		25回			
成果指標の推移②	7回		6回		5回			
特記すべき事項等	【前回評価】	見直しの上で継続；縮小・特になし						
	【今年度改善点】	「特になし」						
	【前回評価への回答】	「特になし」						
	【事業のPR方法】	「特になし」						
	【費用対効果】	「特になし」						
	【補助事業以外の事業】	「特になし」						
【その他】	薩摩川内友愛連絡協議会、樋脇地域連絡協議会への補助金については、平成28年度で廃止							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	各協議会の実施する地域交流事業や人権研修事業が地域住民の福祉向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	②に該当する。 各協議会の行う事業が地域住民の福祉増進に資するものであるため、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	B	対象地域の福祉の向上は、人権を尊重する社会を目指す国の施策として求められているものであり、現在一定の効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	対象地域の住民としての立場から、より適切な事業実施が行われている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	活動内容に照らし、妥当な水準と認められる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	現在活動が一定の効果を生じている状況で、補助金の削減について協議を行っているため、半永続的な補助にはならないと見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	各協議会の行う事業が対象地域の住民の福祉増進に資するものとなっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適切な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適切な政策手段であると明確に認められる。	B	各協議会の行う事業やその運営の支援に補助が妥当な手段と考える。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	補助目的に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管  <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 補助金の事業内容を精査し、補助額の見直しを行うとする財政運営プログラム方針に則り、縮小する。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管  <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止		≪まとめ≫
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 効率的な運用に取り組んでいただく。		

## 人権啓発等連絡協議会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる人権啓発等連絡協議会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 人権啓発等連絡協議会運営補助金に係る補助事業等は、人権対策研修等の実施による人権問題の早期解決及び地域交流事業実施による親睦及び人権意識の高揚に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 人権啓発等連絡協議会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額とする。ただし、1地区50世帯以上については、25万円を限度とし、50世帯未満の場合は、上限額の2分の1以内の額とする。

(補助対象経費)

第4条 人権啓発等連絡協議会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員手当及び食糧費を除く）
- (2) 人権対策研修事業等に要する経費（食糧費を除く。）
- (3) 地域交流事業に要する経費（食糧費を除く。）

(交付の申請)

第5条 人権啓発等連絡協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月31日とする。

(交付の基準)

第6条 人権啓発等連絡協議会運営費補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、人権啓発等連絡協議会運営費補助金を交付することが適当でないと思われる場合

(実績報告)

第7条 人権啓発等連絡協議会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 人権啓発等連絡協議会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 研修会の項目、回数及び参加者数

(2) 教養文化活動の項目、回数及び参加者数

（補助事業者等の責務）

第9条 人権啓発等連絡協議会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 人権啓発等連絡協議会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

3 人権啓発等連絡協議会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

補助金交付先一覧

平成28年度

【単位：円】

団体名	収入		計	支出			計	主な運営・事業内容	
	市補助金	自己資金		その他	事業費	人件費			その他
1 薩摩川内友愛連絡協議会	750,000	307,115	0	1,057,115	1,044,812	0	12,303	1,057,115	人権問題、人権意識の啓発
2 樋脇地域連絡協議会	250,000	3,272	0	253,272	253,000	0	272	253,272	〃
3 入来地域人権連絡協議会	375,000	23,340	0	398,340	384,440	0	13,900	398,340	〃
4				0				0	
5				0				0	
6				0				0	
7				0				0	
8				0				0	
9				0				0	
合計	1,375,000	333,727	0	1,708,727	1,682,252	0	26,475	1,708,727	